



平成27年度予算及び税制改正について

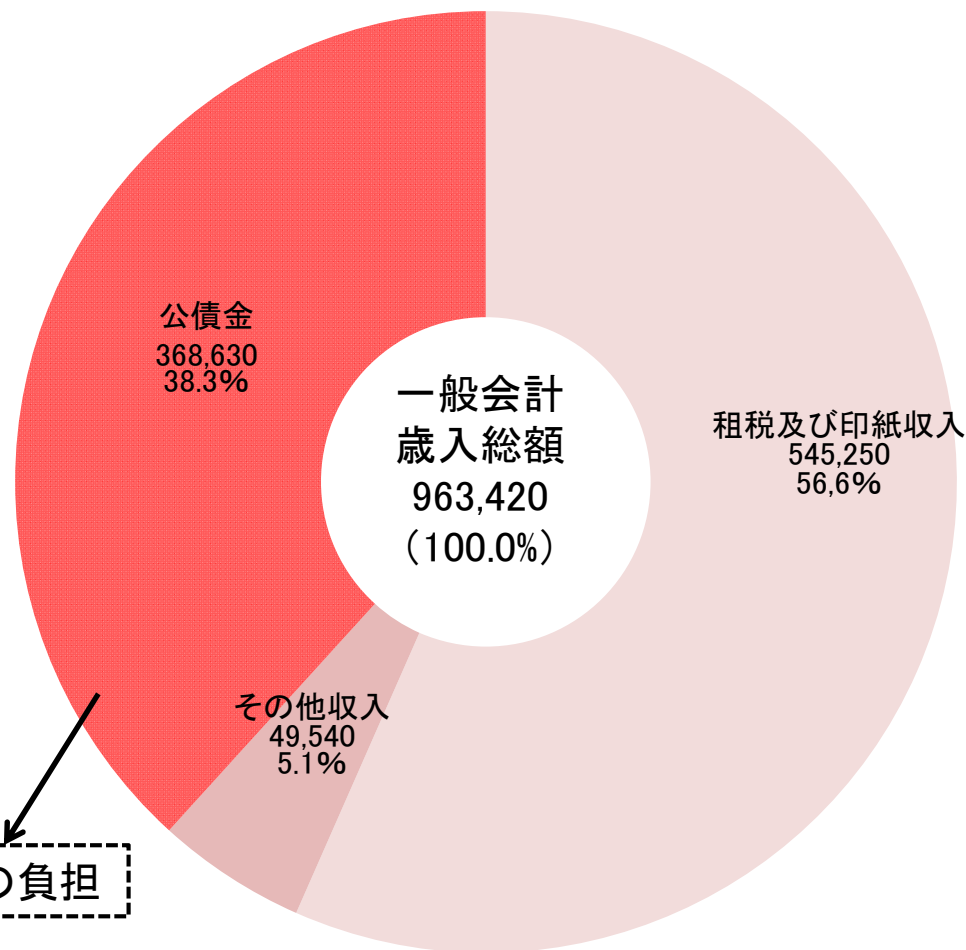
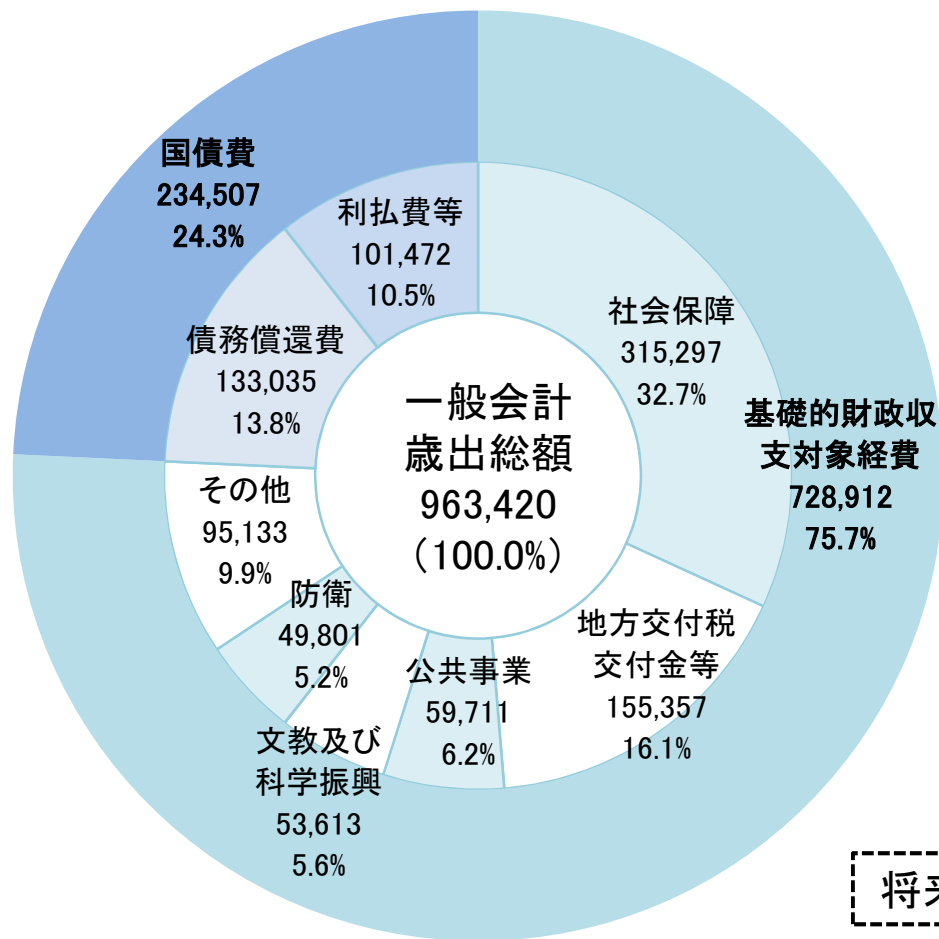
平成27年2月
福岡財務支局

平成27年度予算について

【歳出】

【歳入】

(単位:億円)



平成27年度予算のポイント

経済対策・26年度補正予算や27年度税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算

経済再生と財政再建の両立

- 地方の創生の観点から、「新しい日本のための優先課題推進枠」や地方財政計画における歳出枠も活用し、魅力あふれる「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を推進。
- 「女性が輝く社会」の実現に向け、消費税増収分を活用し、子育て支援を充実（国・地方：0.3兆円→0.5兆円）。あわせて医療・介護分野の充実（国・地方：0.2兆円→0.8兆円）も可能な限り実施し、暮らしの安心を確保（消費税増収分（国・地方1.35兆円）等を活用した社会保障の充実：国・地方計1.36兆円）。
- 持続可能な社会保障制度の確立の観点から、介護サービス料金（介護報酬）をメリハリをつけて引き下げ、介護保険料の上昇を抑制、利用者負担を軽減（改定率：▲2.27%）。
- 事前防災・減災対策の充実や老朽化対策など国土強靱化を推進するとともに、財源を確保しつつ東日本大震災からの復興及び福島再生を更に加速化。
- 外交・安全保障の立て直しの観点から、外交予算を充実し、「地球儀を俯瞰する外交」を一層強力に推進。防衛についても、防衛力を着実に整備。

財政健全化目標の堅持

- P B赤字GDP比半減目標の達成を見込む。（なお、一般会計P Bも中期財政計画上の目標を達成。）
- 国債発行額（36.9兆円）は前年度から4兆円超の大幅な減額。21年度当初予算編成以来の30兆円台。

（参考）「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）

これらにより、国の一般会計の基礎的財政収支について、少なくとも、平成26年度及び平成27年度の各年度4兆円程度改善し、（略）これをもって、国・地方の基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成を目指す。

また、新規国債発行額については、平成26年度及び平成27年度において、それぞれ前年度を上回らないよう、最大限努力する。

平成27年度予算フレーム

(単位:億円)

	26年度予算 (当初)	27年度予算	26' →27'	備 考
(歳 入)				
税 収	500,010	545,250	45,240	○ 平成26年4月からの消費税率8%への引上げに伴う税収増16,860億円を含む。
そ の 他 収 入	46,313	49,540	3,226	
公 債 金	412,500	368,630	△43,870	○ 公債依存度 38.3% (26年度 43.0%)
うち4条公債(建設公債)	60,020	60,030	10	
うち特例公債(赤字公債)	352,480	308,600	△43,880	
計	958,823	963,420	4,596	
(歳 出)				
国 債 費	232,702	234,507	1,805	
基礎的財政収支対象経費	726,121	728,912	2,791	
うち社会保障関係費	305,266	315,297	10,030	○ 社会保障の充実・公経済負担の増 5,826億円
うち地方交付税交付金等	161,424	155,357	△6,067	○ 地方税収の伸び等を反映。地方税、地方交付税等の地方の一般財源総額について社会保障の充実分等を増額。
計	958,823	963,420	4,596	

(注1) 社会保障関係費の26年度予算は、27年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

主要経費別内訳

(単位:億円)

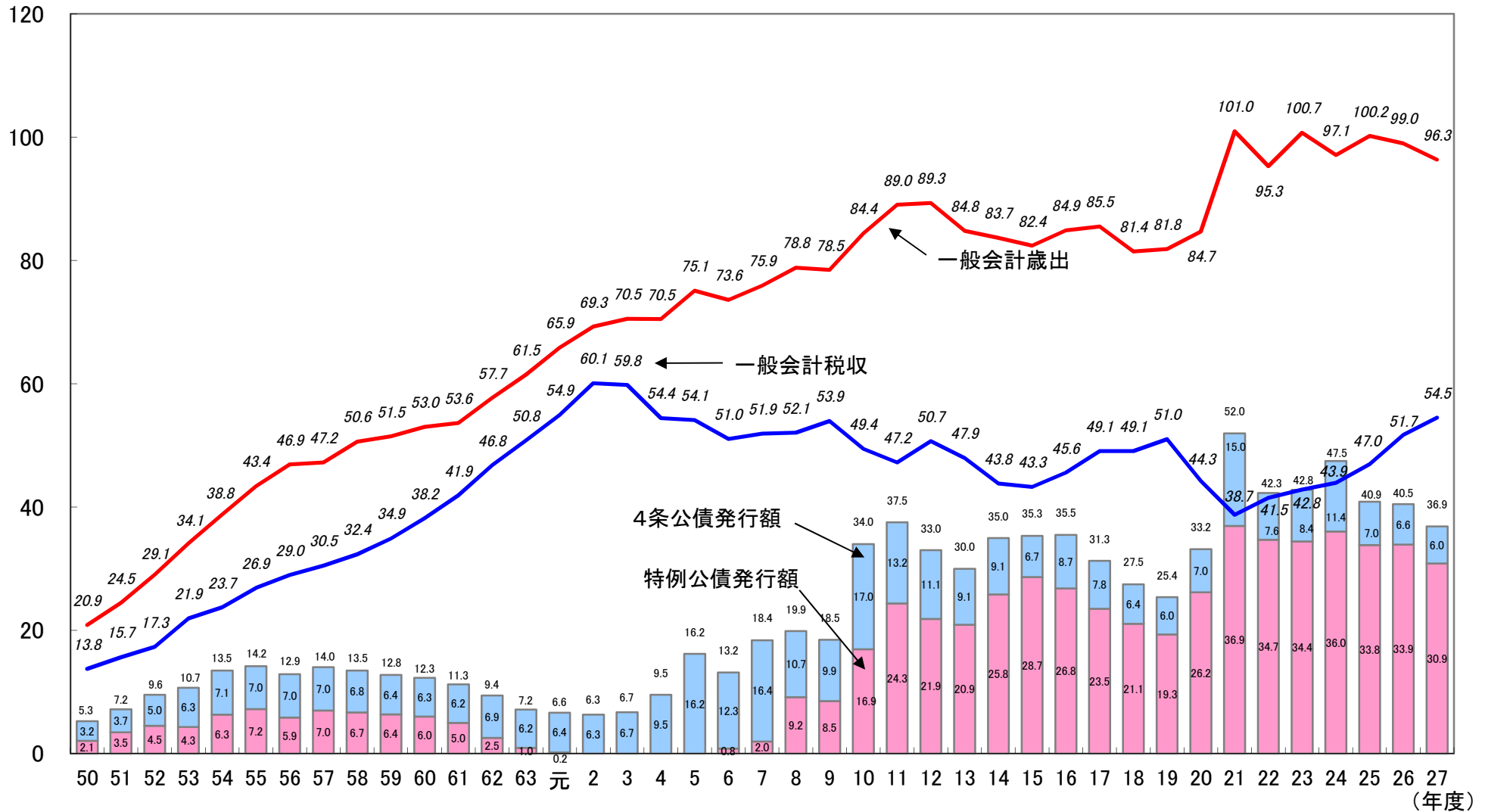
主要経費	26年度 予算(当初)	27年度 予算	増減額	増減率	備 考
社会保障関係費	305,266	315,297	+ 10,030	+ 3.3%	社会保障の充実・公経済負担の増 +5,826億円。
文教及び科学振興費	54,330	53,613	▲ 717	▲ 1.3%	下記科振費以外(文教関係費)については、退職手当減等による国大運営費の減▲68億円(運営費全体で▲177億円)、児童生徒数の減等に伴う義務教育費国庫負担金の減▲38億円、無利子奨学金事業の返還金額の増による影響▲53億円等。
うち科学技術振興費	13,372	12,857	▲ 515	▲ 3.9%	難病・小児慢性特定疾患のための新たな医療費助成制度創設に伴う社会保障関係費への振替(▲540億円)を除くと、実質的な伸び率は+0.2%。
恩給関係費	4,443	3,932	▲ 511	▲ 11.5%	受給者の減少に伴う自然減。
地方交付税交付金等	161,424	155,357	▲ 6,067	▲ 3.8%	地方税収の伸び等を反映。地方税、地方交付税等の地方の一般財源総額について社会保障の充実分等を増額。
防衛関係費	48,848	49,801	+ 953	+ 2.0%	中期防対象経費 +383億円(+0.8%)。その他、SACO・米軍再編関係経費等の増 +570億円。
公共事業関係費	59,685	59,711	+ 26	+ 0.0%	
経済協力費	5,098	5,064	▲ 34	▲ 0.7%	
(参考)ODA	5,502	5,422	▲ 80	▲ 1.5%	補正予算や円借款、国際機関への拠出国債の払い込み等を含む、政府全体のODA事業量は対前年度比で増額。
中小企業対策費	1,853	1,856	+ 3	+ 0.2%	
エネルギー対策費	9,642	8,985	▲ 657	▲ 6.8%	
食料安定供給関係費	10,507	10,417	▲ 90	▲ 0.9%	米の直接支払交付金等について、足下の実績を反映。
その他の事項経費	61,526	61,379	▲ 147	▲ 0.2%	
予備費	3,500	3,500	—	—	
合 計	726,121	728,912	+ 2,791	+ 0.4%	

(注1)26年度予算は、27年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。

(注2)計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

一般会計における歳出・歳入の状況

(兆円)



(注1) 平成25年度までは決算、平成26年度は補正後予算、平成27年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特例公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債を除いている。

平成27年度税制改正について

平成27年度税制改正について（「平成27年度税制改正の大綱」（平成27年1月14日閣議決定）の概要）

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向けた税制上の措置、地方創生に向けた税制上の措置、消費税率の10%への引上げ時期の変更等のための税制上の措置、BEPSプロジェクト等の国際的取組を踏まえた国際課税関連の税制上の措置等を講ずる。

デフレ脱却・経済再生

ー デフレ脱却・経済再生をより確実なものにしていく観点から、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化など、経済の好循環の着実な実現に資する措置を講ずる。

○成長志向に重点を置いた法人税改革

・「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える。

より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力を向上させる取組みを後押し

・27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率の20%台までの引下げを目指す

ー27年度改正では、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しにより財源を確保

→ 先行減税分をあわせて、27年度▲2.51%・28年度▲3.29%の引下げを決定

	現行	27年度	28年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割(標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%(▲2.51%)	31.33%(▲3.29%)

ー28年度改正では、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る(▲3.29%+ α)。その後の年度の改正においても、改革を継続(与党税制改正大綱)

・所得拡大促進税制の拡充などにより、賃上げの取組みを後押し

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

・足元の住宅市場活性化策及び消費税率10%への引上げ(平成29年4月)に伴う駆け込み・反動減対策の観点から、適用期限を延長した上で拡充(非課税枠：1,000万円⇒最大3,000万円)

○NISAの拡充

・ジュニアNISAを創設

(20歳未満の者の口座開設を可能に。年間投資上限額80万円)

・投資上限額を引上げ

(年間100万円⇒120万円)

地方創生

ー 人口減少及び地方における人口流出等の構造的な課題を克服するため、東京一極集中の是正や若い世代の結婚・子育ての希望の実現等を通じた地方創生に向けて税制措置を講ずる。

○地方拠点強化税制の創設

・地域再生法の新たな枠組みの下、企業の本社機能等に関し、東京圏から地方への移転、又は地方における拡充の取組みを支援するため、税制措置を創設

※ 東京23区からの移転の場合

① 本社等の建物に係る投資減税：

特別償却25% or 税額控除7%（27・28年度、29年度は4%）

② 雇用促進税制の特例：

地方拠点の増加雇用者数1人当たり最大80万円の税額控除
（最大の場合、3年間合計で140万円）

○ふるさと納税の拡充

- ・住民税の特例控除額を拡充（上限：個人住民税所得割の1割⇒2割）
- ・申告手続きを簡素化（確定申告を行わない給与所得者等について、寄附先の団体が本人に代わって控除手続を行う「ふるさと納税ワンストップ特例」を創設）

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

・商店街やショッピングモール内などにおける消費税の免税手続きを、「免税手続カウンター」でまとめて行えるようにする

○結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

・祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設（非課税枠：1,000万円）

消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

（注）消費税率10%段階の自動車取得税廃止等の措置、地方法人課税の偏在是正措置は、平成28年度以降の税制改正で結論

国際課税（G20・BEPSプロジェクト）関連

ー G20・OECDが推進している「BEPSプロジェクト」等の取組みの趣旨を踏まえ、クロスボーダーの取引や人の動きに係る課税の適正化に向けて取り組む。

○国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

・国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引を消費税の課税対象とする

○外国子会社配当益金不算入制度の適正化

・国際的な二重非課税を防止する観点から、外国子会社において損金に算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外

○出国時における譲渡所得課税の特例の創設

・クロスボーダーでの課税逃れを防止する観点から、巨額の含み益（未実現のキャピタルゲイン）を有する株式等を保有して出国する者に対する譲渡所得課税の特例を創設

○非居住者に係る金融口座情報の自動的交換制度の整備

・非居住者の金融口座情報を各国税務当局と自動的に交換するため、金融機関に対し非居住者の金融口座情報の報告を求める制度を整備

その他

○車体課税の見直し

- ・エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)について、燃費基準の円滑な移行や足元の自動車消費の喚起の観点から、2年間の経過的な措置として、減免税車の対象範囲を見直し
- ・軽自動車税について、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入。二輪車に係る税率の引上げを平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期。

○たばこ税(旧3級品)

- ・旧3級品の紙巻たばこ(わかば、ゴールデンバットなど国産6銘柄)に係る特例税率(一般税率よりも低い税率)について、WTO協定等の内外無差別原則の遵守を確実なものとするため、段階的に縮減・廃止

○円滑・適正な納税のための環境整備

・国外扶養親族に係る扶養控除の適正化

- ・国外居住親族に係る扶養控除等の適用の適正化の観点から、適用を受ける納税者に対し、親族関係書類等の添付等を義務づけ

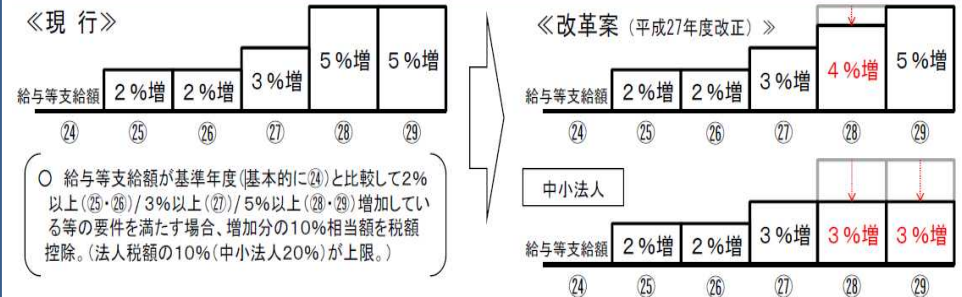
・マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置

- ・マイナンバーが付された預貯金情報を税務手続において効率的に利用する観点から、銀行等に対し預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することを義務づけ

(参考)

法人税の所得拡大促進税制の要件緩和

- ・給与等支給額の増加要件について、毎年度1%ずつ上乗せする形へと要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。
- ・さらに、中小法人については、平成27~29年度の要件を一定とし、賃上げへのインセンティブを高める。



外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(案)

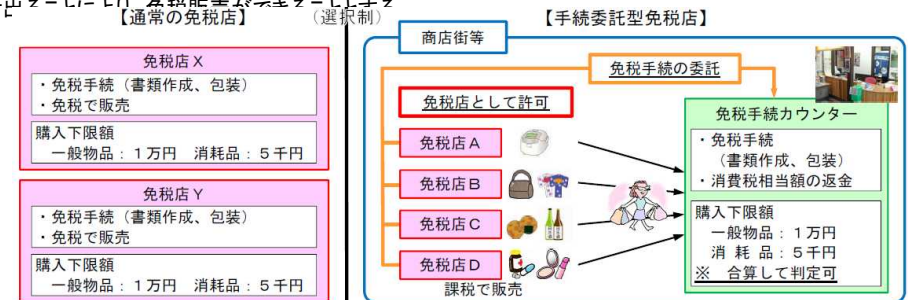
1. 手続委託型免税店制度の創設

① 商店街やショッピングモール等に設置された「免税手続カウンター」を営む事業者が免税手続を委託した場合は、「免税手続カウンター」において、各店舗の免税手続をまとめて行うことができることとする。

② 免税販売の要件である購入下限額(一般物品:1万円、消耗品:5千円)について、手続委託型免税店の場合は、「免税手続カウンター」における合算額による判定を可能とする。

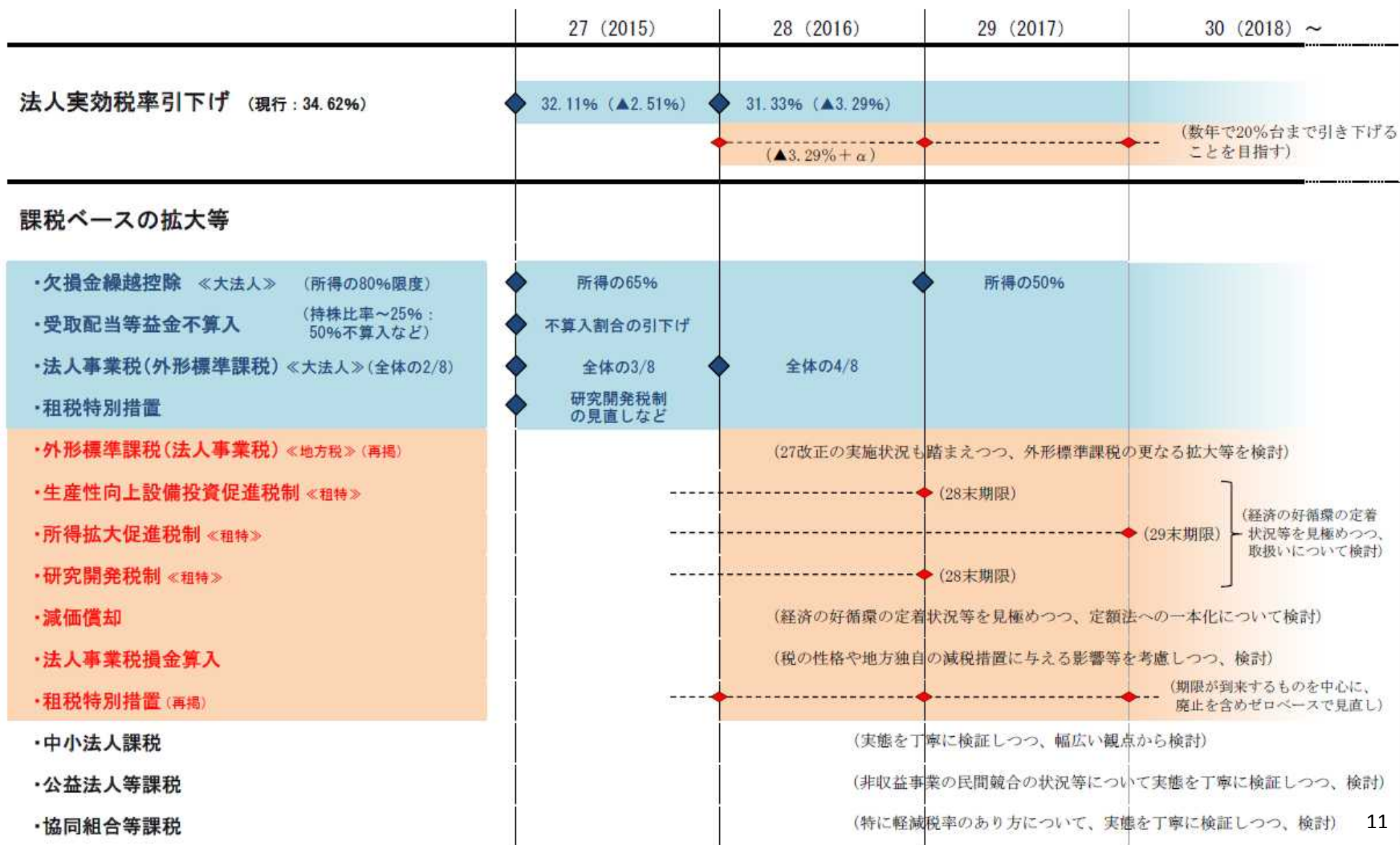
2. クルーズ船寄港地における免税店に係る届出制度の創設

免税店を経営する事業者が、あらかじめ、港湾施設に臨時店舗を設置する見込みであることについて税務署長の許可を受けた場合には、出店の前日までに、具体的な臨時店舗の場所等を税務署長に届け出ることで、免税販売が可能となる。

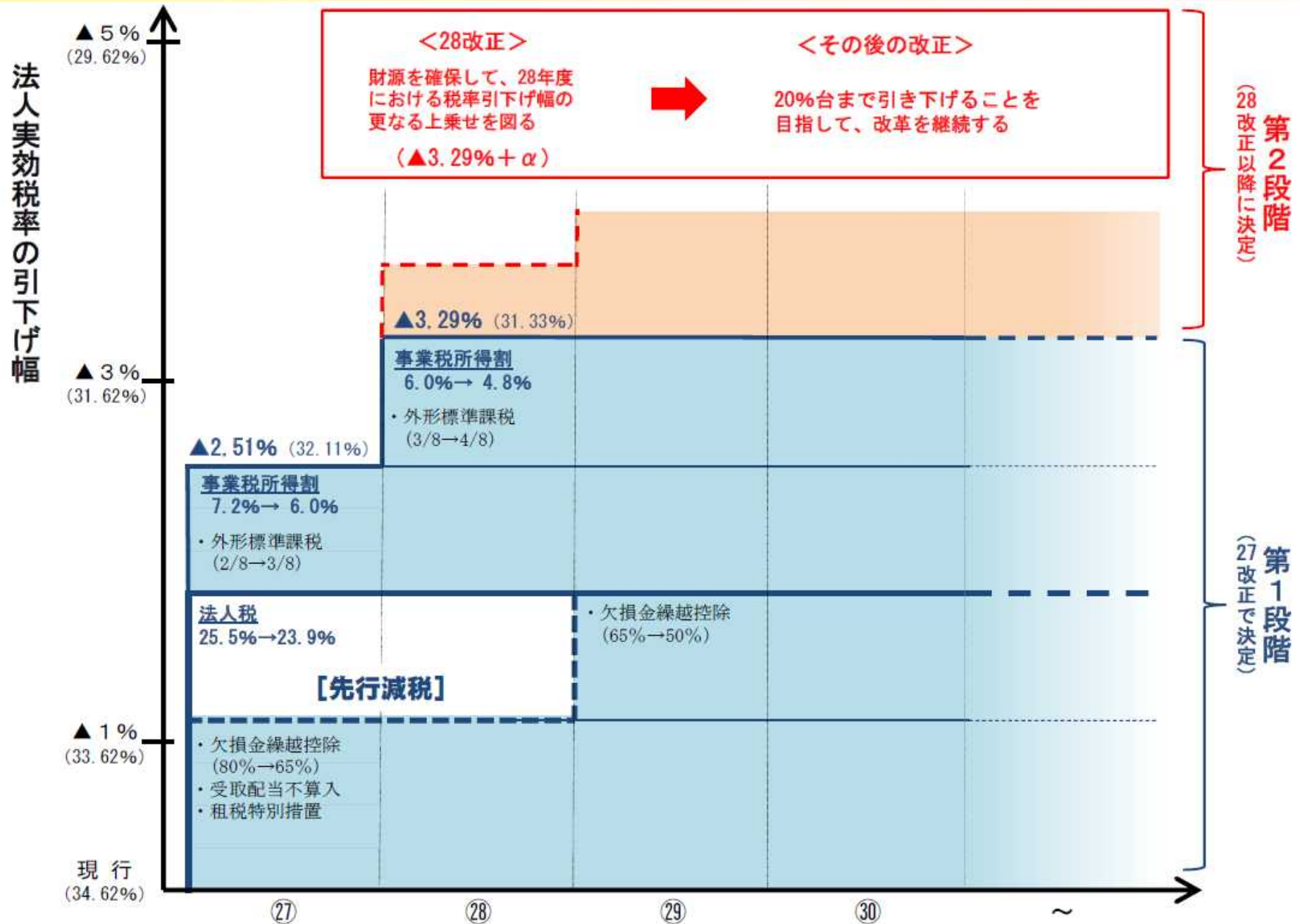


※ なお、免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、昨年10月1日より全ての品目が免税対象となっている。

与党税制改正大綱（26年12月30日）に示された法人税改革の枠組み（イメージ）



与党税制改正大綱（26年12月30日）に示された法人実効税率引下げの道筋（イメージ）



欠損金繰越控除の見直し

- 欠損金の繰越控除制度が課税ベースを大きく侵食している状況を改善するとともに、控除制限を受けたくない企業には収益改善のインセンティブをもたらすよう、大法人の控除限度（現行：所得の80%）を、27年度に「所得の65%」、29年度に「所得の50%」に引き下げる。
- 再建中の法人や新設法人への影響に配慮し、7年間は所得の全額を控除可能とする特例を導入する。
（上場等の場合は、以後の事業年度は対象外とする。また、本特例の導入にあわせて、23年度改正の経過措置は、本特例に統合して廃止する。）
- 繰越期間（現行：9年間）については、いたずらに延長するとより長期にわたり税金を節約できるようになり、早期の収益改善の逆インセンティブになることや、帳簿保存期間などとの整合性を踏まえ、10年に延長する（29年度に生じた欠損金から適用）。

《現 行》

控除限度 (大法人)	所得の80%
再建中の 法人の扱い	所得の全額 (再生計画認可の決定等から7年後まで) ※ 23年度改正法の施行前に再生手続開始の決定等 があった法人を対象 (経過措置)
新設法人 の扱い	—
繰越期間	9年

《改革案（27年度改正）》

27年4月以後に開始する事業年度：所得の65% 29年4月以後に開始する事業年度：所得の50%
所得の全額 (再生計画認可の決定等から7年後まで) ※ 再上場等の場合、以後の事業年度は対象外。 ※ 23年度改正の経過措置については、統合して廃止。
所得の全額（設立から7年後まで） ※ 上場等の場合、以後の事業年度は対象外。
10年に延長 ※ 控除限度が所得の50%となる29年4月以後に開始 する事業年度に生じた欠損金について適用。 ※ 帳簿書類の保存要件、欠損金に係る更正及び更正 の請求の期間も10年に延長。

法人事業税の外形標準課税の拡大

- 地方法人課税における応益課税を強化し、企業が「稼ぐ力」を高めるインセンティブともなるよう、**大法人の法人事業税のうち、外形標準課税**（現行：全体の2/8）を、**27年度に「全体の3/8」、28年度に「全体の4/8」に拡大**する。（これにあわせて、所得割の税率（現行：7.2%）を引き下げる。）

- ・ 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

現行 1/4 → ⑳3/8 → ㉑4/8

- ・ 付加価値割と資本割の比率は、現行通り2:1とする。

付加価値割 現行 0.48% → ⑳0.72% → ㉑0.96%

資本割 現行 0.2% → ⑳0.3% → ㉑0.4%

所得割 現行 7.2% → ⑳6.0% → ㉑4.8%

(*) 施行時期

⑳: 27年4月から28年3月までの間に開始する事業年度に適用

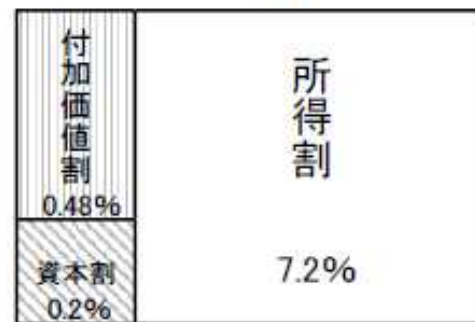
㉑: 28年4月以後に開始する事業年度から適用

所得割の税率

7.2% → 6.0% → 4.8%

法人実効税率 ▲1.5%

現行



改正案



※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。

※ 所得割の税率には地方法人特別税を含む。

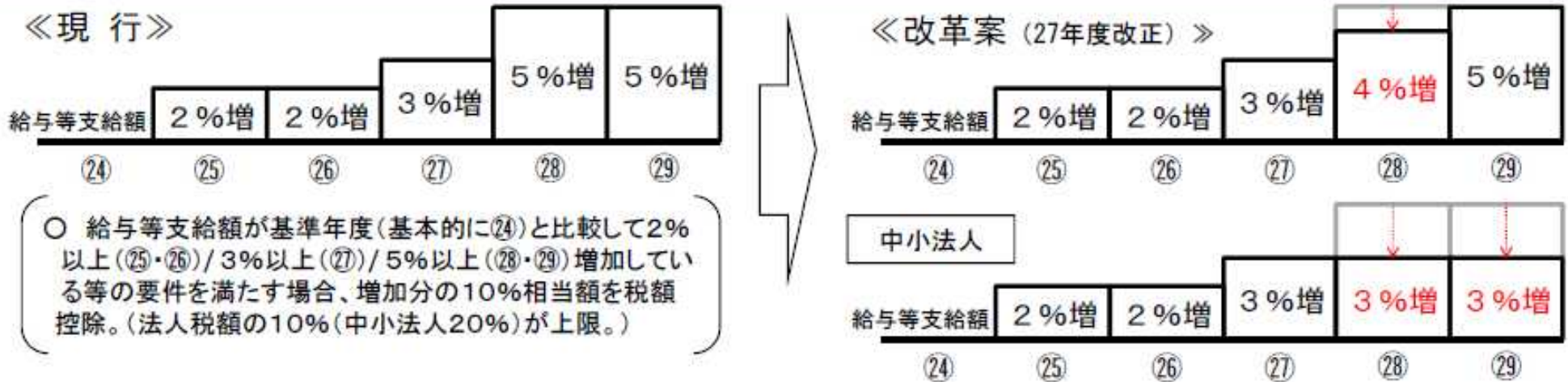
- **一定規模以下の法人**において、外形標準課税の拡大により負担増となる場合、2年間に限り、**負担変動に対する配慮措置を講ずる**。

法人税改革における賃上げへの配慮

○ 27・28年度において、**法人税の先行減税**を行い、経済の好循環の定着を力強く後押し。

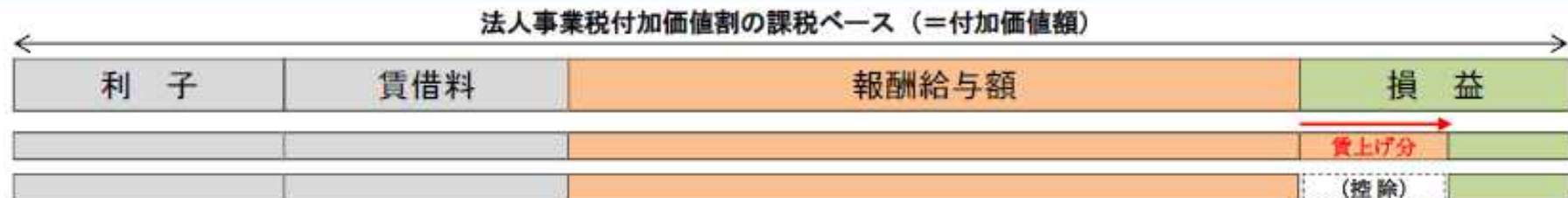
○ 法人税の所得拡大促進税制の要件緩和

- ・ **給与等支給額の増加要件**について、**毎年度1%ずつ上乘せする形へと要件を緩和し**、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。
- ・ さらに、**中小法人については、27~29年度の要件を一定とし**、賃上げへのインセンティブを高める。



○ 法人事業税(外形標準課税)における賃上げへの配慮

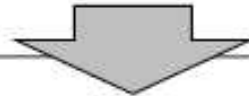
- ・ 法人税の所得拡大促進税制の要件を満たす場合は、**給与等支給額の増加分を付加価値割の課税ベースから控除**する制度を導入する(地方版「所得拡大促進税制」)。



地方拠点強化税制（案）

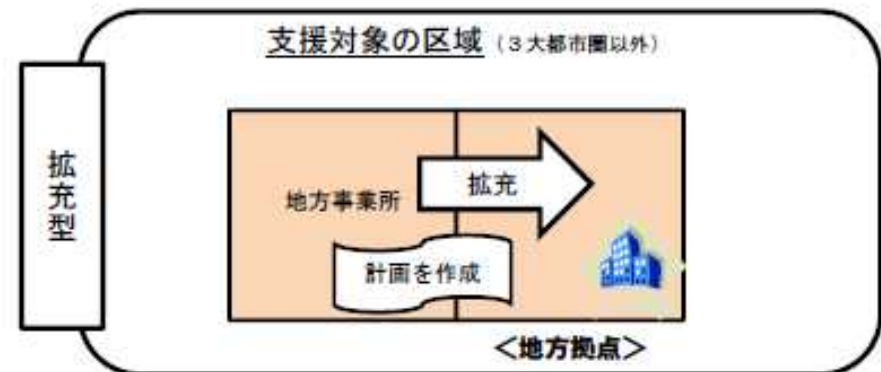
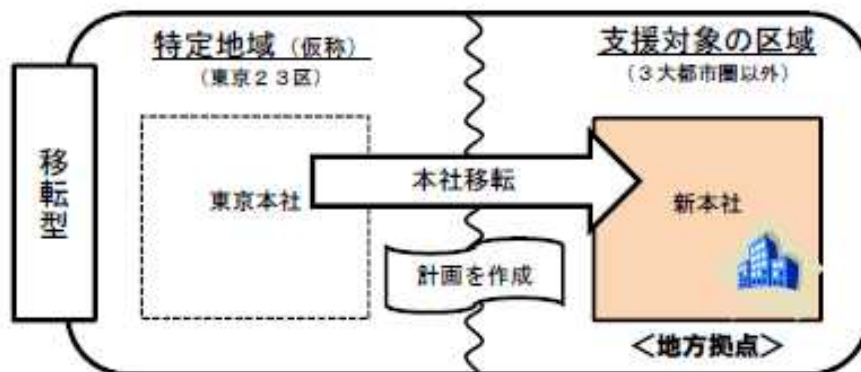
地域再生法で整備する枠組（調整中）

- 都道府県・市町村が、一定の区域において企業の拠点強化を支援するための計画を作成し、国の認定を受けられるようにする。
 - ✓ 国が定める「大都市等（仮称）」（3大都市圏）は、対象外。
 - ✓ 都道府県が、各地域の企業誘致の取組等を総合的に勘案して、支援対象となる地域を選定。
 - ✓ 都道府県・市町村は、対象地域の中で、企業の拠点強化を支援する具体的な区域を特定。
- 各企業は、当該区域における本社機能等の強化について、必要な投資や、雇用増の見込み等を盛りこんだ計画（「地方拠点強化実施計画（仮称）」）を作成し、都道府県の承認を受けられるようにする。
 - ✓ 国が定める「特定地域（仮称）」（東京23区）からの移転を伴う計画は『移転型』
 - ✓ その他は『拡充型』



「地方拠点強化実施計画（仮称）」の承認を受けた企業への課税の特例

- ① 投資減税（計画に沿って、支援対象の区域で建物等を取得した場合：特別償却・税額控除）
 - ② 雇用促進税制の特例（計画に沿って、支援対象の区域の雇用者を増加させた場合：税額控除）
- ※ 計画が「移転型」である場合は、「拡充型」の場合よりも支援内容を充実



地方拠点強化税制①：投資減税

(対象法人) 平成29年度末までに「計画」が承認された法人

(対象資産) 「計画」に沿って、「計画」の承認から2年以内に取得・事業供用される建物等・構築物

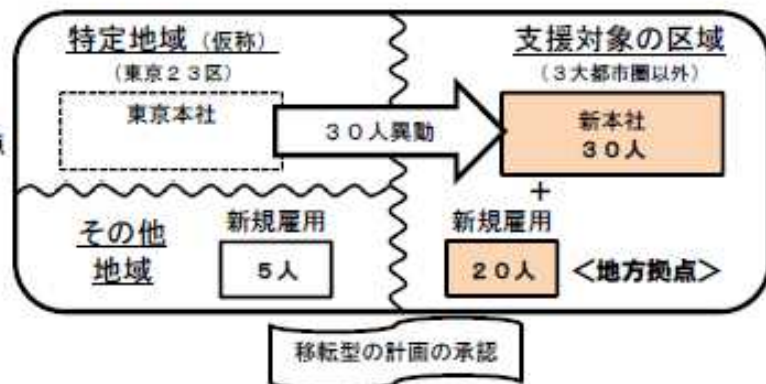
(措置内容) 「移転型」：特別償却25% or 税額控除7%（「計画」承認が平成29年度の場合は4%） ※税額控除の上限は、当期税額の20%
 「拡充型」：特別償却15% or 税額控除4%（「計画」承認が平成29年度の場合は2%）

地方拠点強化税制②：雇用促進税制の特例

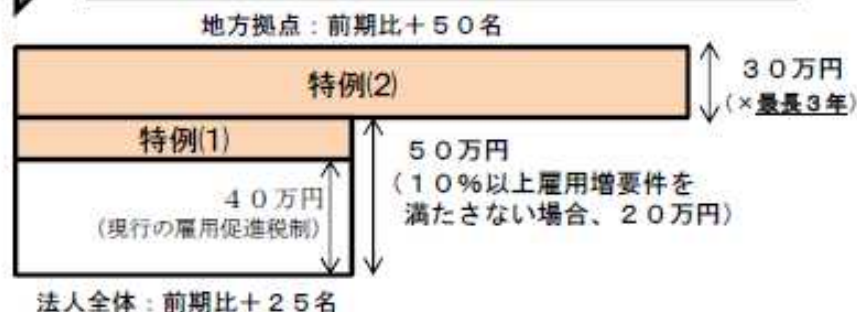
	参考：現行の雇用促進税制	特例(1)	特例(2)
(対象法人) (要件)	i 法人全体の雇用者数が前期比5人（中小2人）以上増 ii 法人全体の雇用者数が前期比10%以上増 等	・平成29年度末までに「計画」の承認 ・雇用促進税制の要件（要件ii以外）を満たす	・「移転型の計画」の承認 ・特例(1)の適用 ・法人全体・当該地方拠点の雇用者数が前期比で減少しない 等
(措置内容)	税額控除 法人全体の前期比雇用増 × 40万円	税額控除 法人全体の前期比雇用増を上限として、当該地方拠点の前期比雇用増 × 50万円 (要件iiを満たさない場合20万円) ※ 上限は、投資減税・現行の雇用促進税制とあわせて、当期税額の30%	税額控除 ※ 特例(1)とは別途 当該地方拠点について、「計画」承認直前期の雇用者数に対する雇用増 × 30万円
(対象期間)		「計画」の承認以後3年間	「計画」の承認以後3年間

(適用例)

「移転型の計画」が承認された年度に、
 ✓東京本社→地方拠点 30名異動
 ✓新規採用
 ・地方拠点20名
 ・その他地域5名



当該年度における地方拠点強化税制②の適用 (イメージ)



(参考) 支援対象地域等について

- ▶ 白色地域で地域連携等の促進により要件を満たす地域は広く本税制の対象となる。
- ▶ 特定地域・大都市等を除いた白色地域は全国面積の約97%



特定地域、大都市等

東京圏

赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(竜ヶ崎市等)

中部圏

黄色	○愛知県(名古屋市の特定の区域)
----	------------------

近畿圏

黄色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)
----	--

- ◆ **特定地域**
赤色の地域(「特定地域」)東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。
- ◆ **大都市等**
黄色の地域(「大都市等」)は、地方拠点強化税制の対象外となる。対象エリアは、「首都圏整備法」等で定める「既成市街地」(「産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある」とされている地域)、及び「首都圏整備法」で定める「近郊整備地帯」(「既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止する必要がある地域」とされている)。

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充（案）

改正内容

1. 手続委託型免税店制度の創設

- ① 商店街やショッピングモール等に設置された「免税手続カウンター」を営む事業者に免税手続を委託した場合は、「免税手続カウンター」において、各店舗の免税手続をまとめて行うことができることとする。
- ② 免税販売の要件である購入下限額（一般物品：1万円、消耗品：5千円）について、手続委託型免税店の場合は、「免税手続カウンター」における合算額による判定を可能とする。

2. クルーズ船寄港地における免税店に係る届出制度の創設

免税店を経営する事業者が、あらかじめ、港湾施設に臨時店舗を設置する見込みであることについて税務署長の許可を受けた場合には、出店の前日までに、具体的な臨時店舗の場所等を税務署長に届け出ることにより、免税販売ができることとする。

○ 手続委託型免税店制度の創設

【通常の免税店】

（選択制）

【手続委託型免税店】



NISAの拡充（ジュニアNISAの創設等）（案）

ジュニアNISA（J-NISA）創設のねらい

- 若年層への投資のすそ野拡大
- 高齢者に偏在する膨大な金融資産を若年層に移転して、成長資金へと動かす契機に
- 未成年者の独り立ちまでの長期にわたる投資を促進
- 世帯単位でみた非課税投資可能額の引上げ

J-NISAの概要（案）

- 非課税対象 : 20歳未満の人が開設するJ-NISA口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
- 年間投資上限 : 80万円
- 非課税投資総額 : 最大400万円（80万円×5年間）
- 口座開設期間 : 平成28年から平成35年までの8年間（適用期限は現行NISAと同様）
- 非課税期間 : 最長5年間
- 運用管理 : 親権者等の代理又は同意の下で投資
18歳になるまで原則として払出し不可

現行NISAの投資上限額の見直し（案）

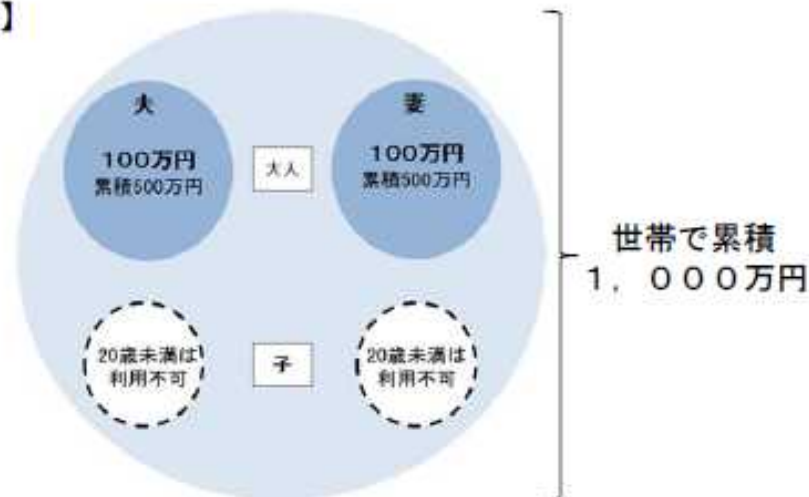
年間の投資上限額（現行100万円）を毎月の定額投資に適した金額として、平成28年から年間120万円（毎月10万円×12ヶ月）に引き上げる。

<NISA・J-NISAを通じた実質的な投資枠>

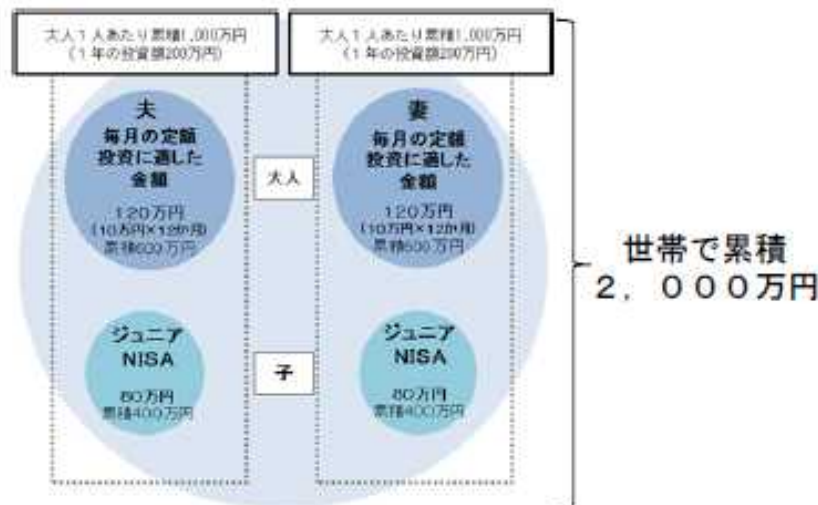
夫婦子2人世帯をモデルとする

※ 子どもを含む国民1人あたり金融資産
平均額566万円、4人で約2,000万円（平成25年総務省家計調査）

【現行】



【改正案】

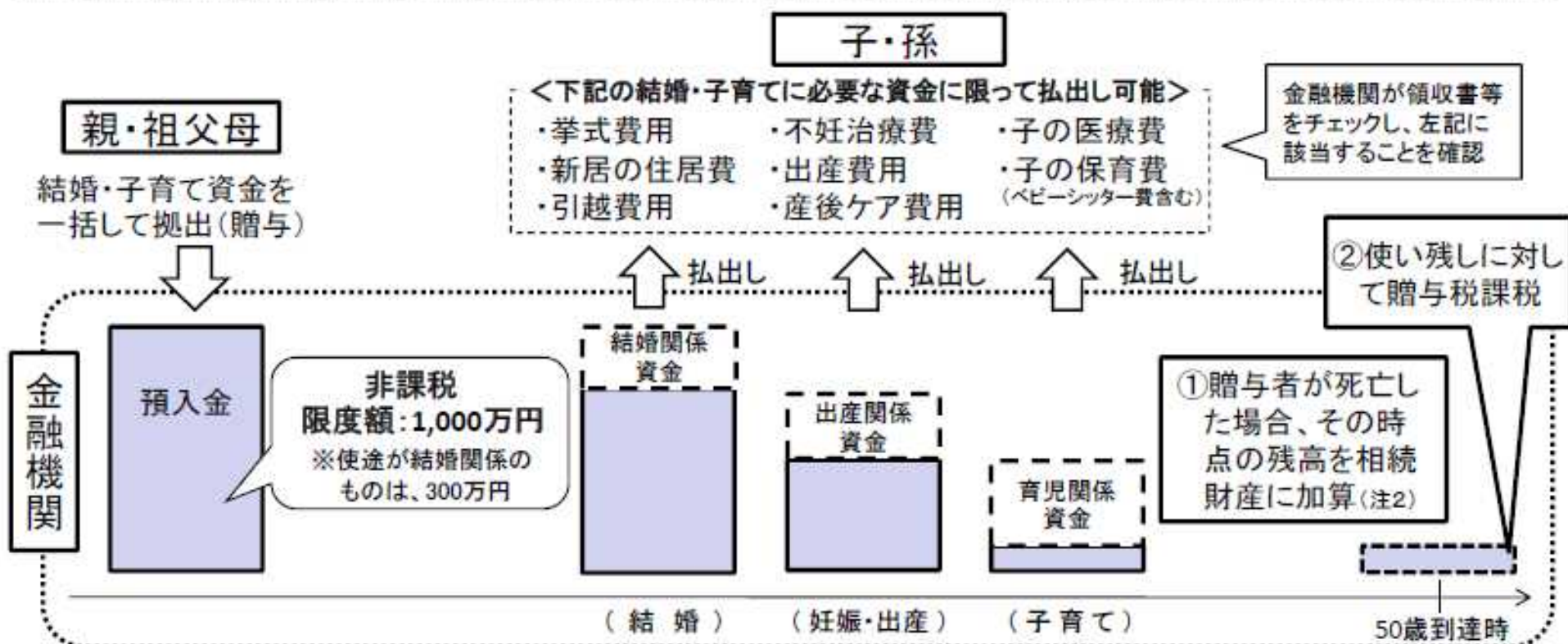


結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設(案)

- ◎ 少子化対策に資するため、一括贈与により若年層の経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることを目的として贈与税の非課税措置を創設する(平成27年4月1日～平成31年3月31日までの措置)。

制度(案)の概要

- 親・祖父母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(20歳～50歳。受贈者)名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する(注2)。
- 受贈者が50歳に達する日に口座は終了。使い残しに対しては、贈与税を課税。



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。(注2)相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。